

(3) 栃木県有機農業推進計画

栃木県有機農業推進計画
(3期計画)

令和3(2021)年3月
栃木県農政部

目 次

1	はじめに	2
(1)	3期計画策定の趣旨	2
(2)	計画の位置付け	3
(3)	計画の期間	3
2	有機農業の現状と課題	4
(1)	有機農業の現状	4
(2)	有機農業者の現状と意向	5
(3)	消費者の意識	6
(4)	市町の意向	7
(5)	有機農業の推進に向けた課題	7
3	有機農業の推進に向けた目標と施策	8
(1)	国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくり	8
(2)	有機食品の流通・販売への支援	9
(3)	有機農業に対する消費者等の理解促進	9
4	推進体制	10

***有機農業とは（「有機農業の推進に関する法律」より）**

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を言います。

***国際水準の有機農業とは（「有機農業の推進に関する基本的な方針」より）**

コーデックス委員会（食品の国際規格を定める機関）が国際的に定めるガイドラインに準拠して各国で行われている有機農業と同等性が認められている「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」に定められた取組水準の有機農業を言います。なお、認証の取得の有無は問いません。

1 はじめに

(1) 3期計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するもの（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。））です。

さらに、近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものです。

本県では、これまで、有機農業推進法及び「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、「栃木県有機農業推進計画（2期計画）」を策定し、有機農業の取組面積拡大を基本目標に、有機農業に取り組みやすい環境づくりや、技術の開発と普及、有機農産物等の流通・販売への支援、有機農業に対する消費者等の理解促進に取り組んできました。

その結果、県内における有機農業の取組は増加傾向を示していますが、安定して有機農産物を生産できる技術習得や販路の確保等の課題が多く、取組面積は未だ少ない状況にあります。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の市場が国内外で拡大する中、国内において高い競争力を持ち、国際的な需要に応えられる、「国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（以下「国際水準」という。）」の取組が求められますが、この取組は、現状では一部の生産者に限られています。

そこで、令和2（2020）年4月に国が新たに公表した基本方針に追加された「国際水準の有機農業の取組」を推進することにより、有機農業者の取組の発展を支援するとともに、消費者等に対し有機農業が有する自然循環機能増進等の機能とその価値についての情報発信を強化することにより本県産有機食品の消費拡大を図るため、3期計画を策定するものです。

(参考) IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係



※IFOAM日本の資料をもとに農林水産省生産局農業環境対策課が作成

(2) 計画の位置付け

この計画は、本県における有機農業推進の基本的方向性とその実現に向けての具体的施策を明らかにするものであり、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づく「都道府県有機農業推進計画」として位置付けています。

なお、この計画の推進にあたっては、栃木県農業振興計画等の関連計画や、市町その他関連団体等の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。

* 「有機農業推進法」第7条第1項

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、栃木県農業振興計画との整合性を図るため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間とします。

ただし、有機農業を取り巻く情勢の変化や施策の進捗状況等により、必要に応じて、随時見直すこととします。

* 有機農産物とは(「日本農林規格等に関する法律(JAS法)」より)

有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)の基準に従って生産された農産物を言います。この基準に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、認証された事業者のみが、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができます。認証を受けていない農産物や有機JASマークを付していない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。



* 「有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)」(抜粋)

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(生産の方法についての基準)

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ・は種又は植付け前2年以上(多年生の植物から収穫される農産物にあつては最初の収穫前3年以上)使用禁止資材を使用しないこと。
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

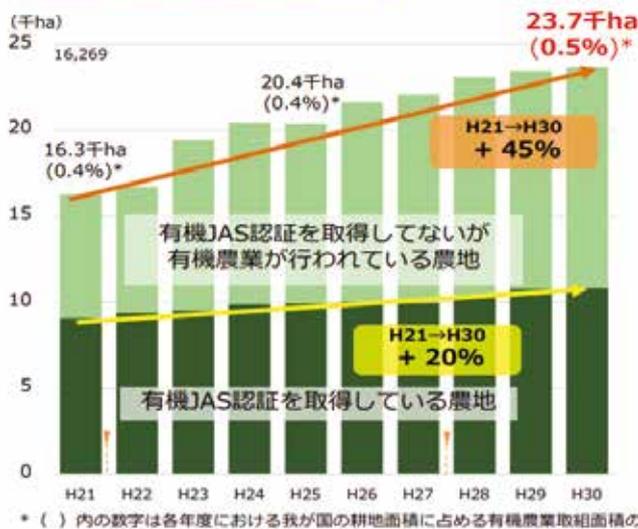
2 有機農業の現状と課題

(1) 有機農業の現状

国内の有機農業の取組面積は、平成 21(2009)年から平成 30(2018)年の間に 45%増加、そのうち有機 J A S 認証を取得している農地は 20%増加しています。

世界の有機食品売上は増加し続けており、平成 30(2018)年では約 1,050 億ドル(約 11.6 兆円/1ドル=110円)と 10年間で倍増しています。日本は中国に次いでアジア 2位、世界では 13番目の有機食品市場規模となっています。

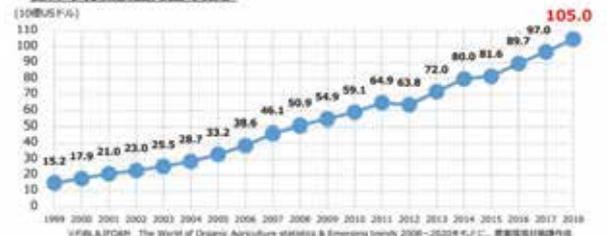
日本の有機農業の取組面積



* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計(注:有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22~26年、27~30年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに発表方法が異なる。)
 ※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査(農業環境対策課実施)の結果、開始の前で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

世界の有機食品売上の推移



国別の有機食品売上額(2018年)



(2) 有機農業者の現状と意向

経営規模や技術習得に対する意向

- ・ 経営規模は現状維持が約5割、規模を拡大したいが約4割。
- ・ 規模拡大するために必要な取組としては、販売先の開拓、労働力の確保、新たな栽培ほ場の確保、安定して栽培できる技術、の順で回答。
- ・ 安定して有機農産物を生産できる技術習得のために必要な取組としては、栽培技術に関する講演会・研修会への参加、有識者や先進農家から指導を受ける、が多数。
- ・ 現状維持又は規模縮小の理由としては、年齢、労働力によるもの、が多数。

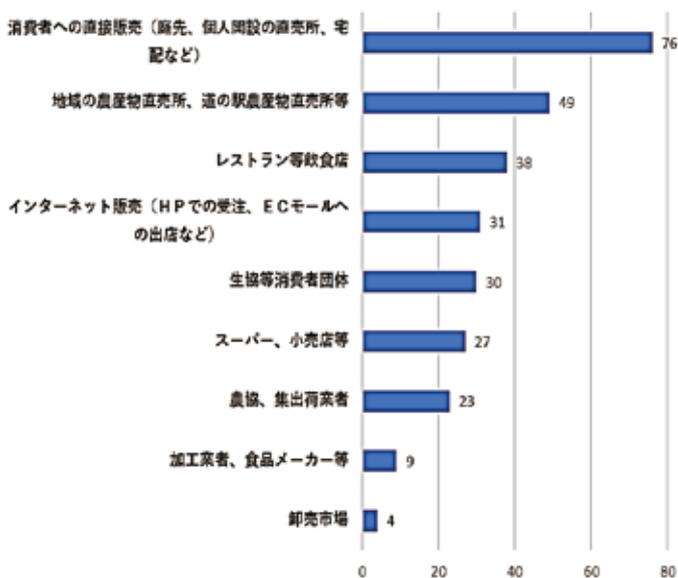
販路開拓に必要な取組

- ・ 有機食品の販売先（販売方法）としては、消費者への直接販売（庭先、個人開設の直売所、宅配など）が最も多いものの、農産物直売所、飲食店をはじめ、多岐にわたっている。
- ・ 販売先を開拓するために必要な取組としては、有機農産物を紹介するための情報発信、実需者のニーズの把握、が多数。

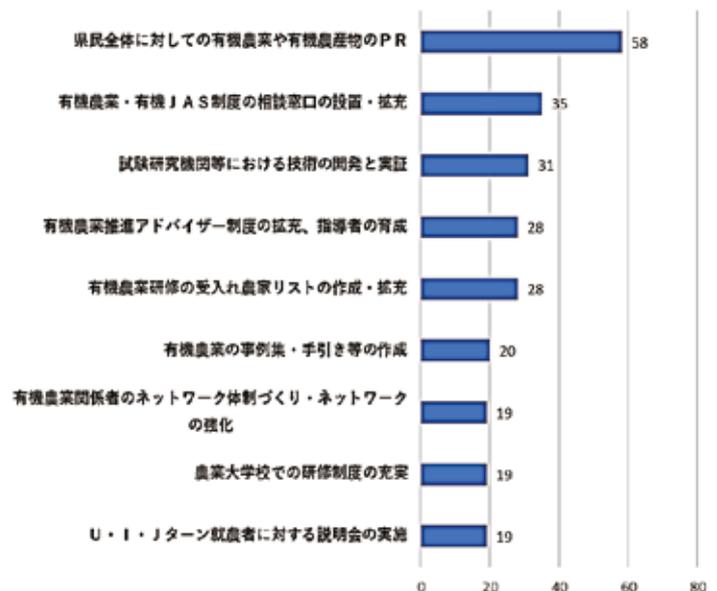
有機農業の取組増加のために必要な取組

- ・ 有機農業の取組増加のために必要な取組としては、県民全体に対しての有機農業や有機農産物のPRとの回答が最多。次いで、有機農業・有機JAS制度の相談窓口の設置・拡充、有機農業推進アドバイザー制度の拡充や指導者の育成など、相談体制の充実に対する回答が多い。
- ・ 消費者の有機農業への理解や有機食品の購買促進のために必要な取組としては、有機食品の学校給食への利用促進が最多。

有機農産物・加工品の販売先（販売方法）（複数回答：人）



有機農業の取組増加に向けて必要な取組（複数回答：人）



※令和2(2020)年12月アンケート調査結果(経営技術課調べ) (n=118)

(3) 消費者の意識

有機農業への理解

- ・「化学肥料を使わない農業」の理解は高いものの、「有機質肥料だけで生産する農業」、「農薬を使わない農業」の回答も多く、理解があいまいな状況。
- ・「環境と調和の取れた農業」との回答は25%程度であり、さらなる理解促進が必要。

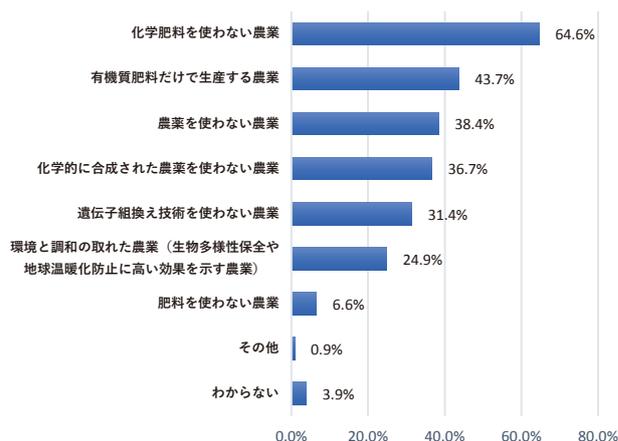
有機食品の利用意向

- ・有機食品を普段購入している消費者は約3割、購入したい消費者は約4割。
- ・有機食品を普段購入している又は購入したいと回答した消費者のうち約7割が、上限はあるものの慣行栽培農産物等と比較して価格が高くて継続的に購入する（購入したい）と回答。
- ・有機食品を普段購入している又は購入したいと回答した消費者のうち、5割以上が現在週1日程度以上有機食品を消費。また、9割以上が週1日程度以上有機食品を消費してみたいと回答しており、今後の需要の増加が見込まれる。
- ・有機食品を学校給食に取り入れることについては、「有機農産物にかかわらず、地場農産物の利用率を上げて欲しい」が約4割。また、給食費の上昇を抑えられるのであれば有機食品を学校給食に取り入れて欲しい意向。

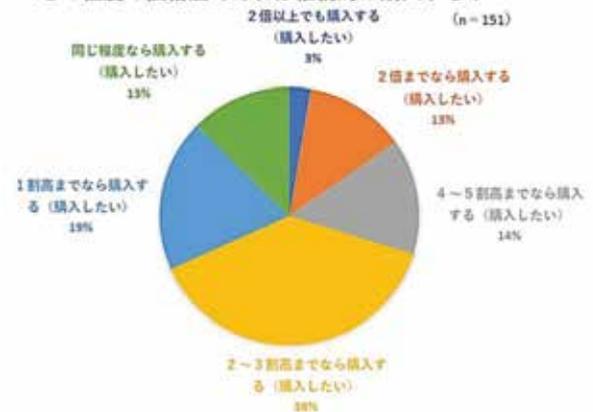
有機食品の購入に至らない理由

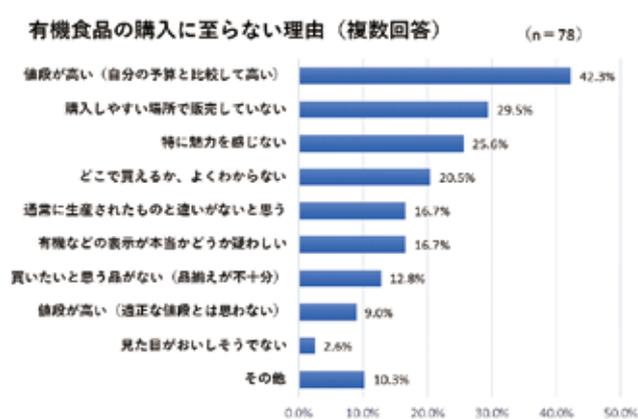
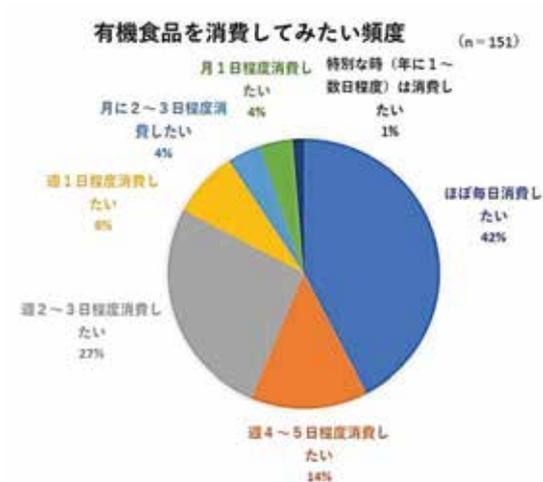
- ・自分の予算と比較して値段が高いが約4割、購入しやすい場所で販売していないが約3割、どこで買えるかよくわからないが約2割（複数回答）。販売店舗の拡大や情報発信の強化が必要。

有機農業とはどのような農業だと思うか（複数回答） (n=229)



どの程度の価格差であれば継続的に購入するか (n=151)





※令和2(2020)年8月とちぎネットアンケート調査結果 (n=229)

(4) 市町の意向(県内25市町)

有機農業の推進に対する市町の意向は、輸出の項目を除き、3～4割の市町が実施又は検討の意向。

- ①有機農業の推進により地域活性化を図る考えがある：7市町
- ②有機農産物等の輸出について、実施したい又は検討したい：2市町
- ③有機農産物等の安定供給体制の構築について、実施したい又は検討したい：7市町
- ④有機農地確保・集約化の取組について、実施したい又は検討したい：8市町
- ⑤有機農産物等の学校給食利用について、実施済み：4市町、実施したい又は検討したい：6市町

※令和2(2020)年11月アンケート調査結果(経営技術課調べ)

(5) 有機農業の推進に向けた課題

生産段階における課題

- ・有機農業の取組は増加しているものの、さらなる取組の増加を図るためには、安定して有機農産物を生産できる技術の習得や販路・ほ場・労働力の確保等を図る必要があります。
- ・今後需要の増加が見込まれる有機食品市場における優位性を高めるため、国内での競争力が強く、国際的な需要に応えられる、国際水準の有機農業への取組発展を進める必要があります。

流通・販売段階における課題

- ・有機農業者の販路開拓に係る負担が大きいため、新たな販路開拓に向けた支援を行う必要があります。
- ・消費者や実需者が容易に有機食品を入手できるような情報発信を行う必要があります。

消費段階における課題

- ・有機農業が有する自然循環機能増進等の機能とその価値に対する消費者等の理解が未だ十分ではないことから、有機食品が適正に評価され、積極的な利用に繋がるよう、有機農業に対する消費者等の理解促進を図る必要があります。

3 有機農業の推進に向けた目標と施策

【基本目標】

○国際水準の有機農業の取組推進

有機農業者や有機農業を展開する団体等の主体的な取組への支援を基本とし、既存の有機農業者や新たに有機農業に取り組もうとする者が国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくりや、有機食品の販路拡大に向けた取組への支援を行います。

○消費者等の理解促進

有機農業が有する自然循環機能増進等の機能に係る情報発信を強化し、消費者等に対して有機農業の持つ価値の理解促進を図ることにより、有機食品の需要を喚起します。

【推進目標】

国際水準の有機農業取組面積*¹ 現状 371ha(H31.3 末時点) →目標 550ha(R8.3 末)

*¹ 有機 JAS ほ場面積+環境直払交付金における有機農業の取組面積(重複あり)

【取組目標】

- ・有機農業指導者(有機農業推進アドバイザー*²・有機農業指導員*³)数 延べ 45 人
- ・国産有機サポーターズ*⁴登録店舗数 延べ 30 店舗
- ・情報提供件数 10 件以上/年

(1) 国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくり

有機農業推進アドバイザー活用による技術支援の強化

- ・有機農業推進アドバイザー登録数の拡大を図ります。
- ・有機農業推進アドバイザーの協力を得て、有機農業(志向)者向け講習や研修等、技術習得の場の提供に努めます。
- ・有機農業者のネットワークによる情報交換の場づくりを推進します。

有機農業指導員の育成による国際水準の有機農業等に係る相談体制の整備

- ・有機農業指導員養成研修を開催し、各農業振興事務所に国際水準の有機農業について助言できる指導員を配置します。
- ・市町・農業団体職員等向け講習を開催するなど、相談体制の強化に努めます。
- ・有機農業に係る相談体制等情報を関係機関・団体で共有し連携した支援に努めます。

国際水準の有機農業に係る制度・技術・事例等情報の集約及び提供

- ・有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークへの参画等により、国際水準の有機農業に係る制度・技術・事例等情報を収集し、県ホームページや SNS (Facebook 等) を活用して情報発信します。
- ・有機農業に必要な種苗や資材等に係る情報の提供に努めます。
- ・環境保全型農業直接支払制度や有機農業推進総合対策などの各種支援制度の活用を支援します。

*² 有機農業推進アドバイザー：栃木県内で有機農業を志向する者からの相談先として栃木県が登録している県内の先進的な有機農業者。

*³ 有機農業指導員：国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材。都道府県が育成。(基本方針、持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策事業実施要領より)

(2) 有機食品の流通・販売への支援

国産有機サポーターズとの連携による有機食品の販路拡大支援

- ・有機食品取扱者を対象に、国産有機サポーターズの周知と参加推進を図ります。
- ・農産物直売所・とちぎの地産地消推進店*⁵・大型スーパー等を対象に、国産有機サポーターズとしての取組を推進します。
- ・国産有機サポーターズと有機農業者・有機食品製造者のマッチングを進めるなど、有機食品の安定供給体制の構築に努めます。

有機農産物販売店舗等情報の収集及び消費者への情報発信による需要喚起

- ・農産物直売所・とちぎの地産地消推進店・大型スーパー等における有機食品の取扱等の情報を収集するとともに、消費者の購入に繋がりやすい売場の工夫や有機食品に係る表示等について推進します。
- ・消費者が有機食品を容易に入手できるようにするため、有機食品販売店舗等の情報を、県ホームページ等で提供します。

学校給食等への有機食品の利用拡大推進

- ・市町や企業、有機農業者や有機食品製造者等関係者の意向を踏まえ、有機食品の学校給食等への利用推進を図ります。

有機食品の輸出（志向）者の取組支援

- ・有機食品の輸出に向けた、農業者等の有機 J A S 認証取得等の取組を支援します。

(3) 有機農業に対する消費者等の理解促進

有機農業者と消費者の交流機会の拡大推進

- ・有機農業者や有機農業を推進する団体等による主体的な消費者交流会等の開催を支援し、有機農業者と消費者の交流機会の拡大推進を図ります。
- ・有機農業者と消費者及び流通・販売業者等の交流の場を設定するなど、相互理解を促進します。

S N S 等を活用した有機農業が有する自然循環機能増進機能等の情報の発信強化

- ・県ホームページや S N S（Facebook 等）を活用した有機農業に係る情報発信により、消費者や実需者の理解促進を図ります。
- ・食育や地産地消等の取組との連携による有機農業に係る情報の提供に努めます。

教育機関と連携した有機農業及び有機農産物の価値の理解促進

- ・幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒等及び保護者向け資料の作成・配布等により、有機農業の持つ価値の理解促進を図ります。
- ・学校給食等への有機農産物の利用推進により、有機農産物に触れ、有機農業について考える機会の増加を図ります。

*** 4 国産有機サポーターズ**：農林水産省が、有機農業の更なる取組拡大に向け令和 2 年 9 月に立ち上げた、国産の有機食品の需要喚起の取組に協力する小売事業者及び飲食サービス事業者のプラットフォーム。また、その事業者。（農林水産省ホームページより）

*** 5 とちぎの地産地消推進店**：栃木県産農産物を使用した料理を提供している店舗や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、地産地消に取り組んでいる店舗。一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が登録。

4 推進体制

県は、有機食品の生産、流通、販売及び消費の拡大に必要な施策を、計画的かつ一体的に推進するとともに、有機農業者等による情報交換の場を設けることなどにより、有機農業者等の意向を踏まえた上で、推進計画に沿った取組を進めます。

有機農業者や有機農業を展開する団体等は、有機食品に対する消費者や実需者等の理解と関心が増進されるよう、自ら情報発信や体験・交流の場を設ける等、地域の実情に応じた取組を進めるものとします。

市町や農業団体、流通・販売業者等は、有機食品の生産、流通、販売及び消費動向等に関する施策や情報を把握し、地域等における有機農業推進の取組を支援するものとします。

